

# 感染予防対策指針



社会福祉法人あしかび会

社会福祉法人あしかび会は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス・介護事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

## 1. 感染対策に関する目的と基本的考え方

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高いサービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取組みを行う。

## 2. 感染対策のための委員会に関する基本方針

（1）感染対策委員会の設置事業所では、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、感染対策委員会を設置する。

### （2）目的

- ・事業所の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する
- ・決定事項や具体的対策を事業所全体に周知するための窓口となる
- ・事業所における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる
- ・感染症が発生した場合、指揮の役割を担う

### （3）委員会の構成員とその役割

- ・委員会の委員長は、管理者とする。
- ・委員会の構成員は、管理者及び、各事業所管理者が感染対応策を担当者とし、必要に応じ

て職員及び専門家の参画を依頼する。

- ・専任の感染対応策を担当する者を配置する。
- ・必要に応じて、協力医療機関の医師や感染管理認定看護師、保健所等に助言を仰ぐ。

#### (4) 感染対策委員会の開催

委員会は委員長が招集し、概ね3ヵ月に1回以上の定期会議、感染症が流行する時期等を勘案して必要時に臨時会議を開催し、結果については、職員等に周知する。

### 3. 感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

全職員を対象に、感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発をするとともに、事業所における指針に基づき、衛生管理の徹底や衛生的な支援を行うため、年1回以上の研修を行い、年1回以上の訓練を実施する。また、新規採用者には、採用時に研修を行う。

### 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

感染症の発生状況を把握するために、医療関連感染および感染発生の状況の把握を行い、また、感染拡大をいち早く特定し、迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。発生時は委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案、実施を行う。その内容については、感染対策委員会で報告する。

### 5. 感染発生時の対応に関する基本方針

介護サービス、障害福祉サービス、事業所職員のための感染対策マニュアルに沿って手洗いの徹底、個人防護用具の使用など感染対策に常に努める。疾患及び病態などに応じて感染経路別予防策（接触感染、飛沫感染、空気感染）を追加して実施する。報告が義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告し、特定の感染症が集団発生した場合、保健所などと連携を図り対応する。

## (1) 平常時の対策

①「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。

② 事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）

③ 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

イ) 利用者の健康管理

ロ) 職員の健康管理

ハ) 標準的な感染予防策

ニ) 衛生管理

④ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

## (2) 発生時の対応

① 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。

② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。

イ) 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）

ロ) 消毒

ハ) ケアの実施内容・実施方法の確認

ニ) 濃厚接触者への対応 など

③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて理事長、管理者と協議の上、感染対策業務継続 (BCP) 等に則り、医療機関や保健所、行政関係機関との連携 (別紙参照) のためにすみやかに報告を行う

④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、感染対策業務継続 (BCP) 等に則り、関係者への連絡 (別紙参照) をすみやかに行う。

(附則)

本指針は、令和6年4月1日より施行する。